

○地域安全活動の推進について

〔平成 17 年 3 月 29 日〕
〔通達（生企・地）第 226 号〕

地域安全活動については、地域安全活動の推進について（平成 6 年 3 月 1 日付け、甲通達（防・地）第 13 号。以下「旧通達」という。）により、その推進に努めることとされているところであるが、現下の喫緊の課題である治安の回復には、地域住民による地域安全活動の一層の活性化が不可欠であることから、次のとおり推進することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

第 1 地域安全活動の定義

地域安全活動とは、地域における、生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の被害を未然に防止する活動をいう。

第 2 地域社会の動き

安全は、社会における最も基本的な価値であり、地域住民が豊かでゆとりのある生活を営む上で の基盤となるものである。

近年、地域社会に内在していた犯罪の抑止機能の低下が指摘され、犯罪の増加を危惧する声も聞かれる中で、地域社会において連帯意識を高めようとする気運も現れており、地域住民がボランティアとして地域の活動に参加することに価値を見いだす傾向が増大し、また、企業も、地域社会の一員として社会貢献のための活動を強化している。

地域住民の生活の安全を確保するためには、このような地域社会の動きを踏まえた活動が推進されなければならない。

第 3 地域安全活動の基本的な考え方

安全で住みよい地域社会を実現するためには、地域安全活動が重要であり、この活動を推進するに当たっては、地域住民・警察・自治体の連携及び警察活動の強化が不可欠である。

（1） 地域住民による自主的な取組

地域安全活動は、地域住民の生活の安全を守ろうとする自主的な活動（以下「自主防犯活動」という。）として推進されることによって効果が上がるものである。その際、防犯協会等が中核となり、町内会をはじめとする地域自治組織、女性、青年、年長者等のボランティア、地域の企業などの参加等が得られることが肝要である。

(2) 地域住民の活動に対する警察及び自治体の支援等

地域住民による地域安全活動が効果的に推進されるためには、警察による情報提供等の支援及び連携が不可欠である。また、自治体にあっても、地域住民による地域安全活動に対する支援等が要請されるところである。

第4 地域安全活動の指針

1 地域住民による地域安全活動に対する警察の支援

犯罪等に関する情報の把握及び伝達、犯罪等の危険箇所の点検、防犯広報等地域住民の自主防犯活動について、警察は、次のような支援活動を行う。

ア 情報の提供及び助言

犯罪等の発生状況、事故等の危険箇所情報など地域住民の要望に即した情報の提供及び地域活動に関する助言を行う。

イ 民間防犯組織に対する助成等

防犯協会等の民間防犯組織に対する助成等の措置を講ずるとともに、防犯連絡所の見直し、ボランティアの活動等について助言する。また、企業・職域防犯団体に対して、その特性を生かして地域住民による地域安全活動に参加するよう要請を行う。

ウ 自治体への働き掛け

自治体に対して、地域安全活動の重要性について理解を得るように努めるとともに、連絡窓口の設置、地域安全活動に係る事業費等に関する予算の確保、条例制定等を働き掛ける。

2 警察による地域安全活動

警察は、地域住民による地域安全活動との連携に配意しながら、次のような活動を行う。

ア 生活安全・地域警察部門

生活安全部門は、自治体単位の地域安全活動、犯罪等に強い環境設計活動などの新たな形態の活動を実施するとともに、地域安全活動の総合的かつ効果的な推進を図る。また、防犯活動アドバイザーの配置に努める。

地域警察部門は、地域における生活安全センターである交番・駐在所を拠点として、危険箇所のパトロール、防犯診断、防犯広報等の地域安全活動を実施する。

イ その他の部門との連携及び体制の確立

警察による地域安全活動の推進については、生活安全・地域警察部門が中心となり、刑事部門、交通部門等との密接な連携の下に、総合力を発揮することのできる体制を確立する。

この場合、特に、犯罪発生時の現場臨場並びに交通の危険箇所の把握及び情報の収集につ

いての連携を強化する。

ウ 資機材の整備

犯罪等に関する情報の分析及びその地域住民への提供のためのパソコンなど資機材の整備に努める。

第5 実施年月日

この通達は、平成17年4月1日から実施する。